年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

| 1. 今回のあっせん等の概要 | 1. | 今回0 |)あっ | みせん | 楽 | の根 | 牙要 |
|----------------|----|-----|-----|-----|---|----|----|
|----------------|----|-----|-----|-----|---|----|----|

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 5件

静岡国民年金 事案 1597

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月、同年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から平成元年3月まで

② 平成元年9月及び同年10月

私は、就職を契機に昭和62年頃、国民年金の加入手続を行い、郵便局などで定期的に保険料を納付していたと思う。また、過去の分と合わせて2か月分の保険料を納付していた覚えもあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月2日に払い出されたことが同記号番号払出簿から確認できることから、申立人の国民年金加入手続はこの頃行われたものと推認できるところ、この時点であれば、申立期間①のうち元年3月は時効前であり、遡って国民年金保険料を納付することが可能であったほか、申立期間②の2か月については3年10月(平成元年9月分)及び同年11月(平成元年10月分)までにそれぞれ遡って保険料を納付することが可能であった。

また、申立人は、上記加入手続後は平成元年度及び2年度に係る保険料を申立期間②を除いて毎月遡って納付していたことがオンライン記録から確認でき、申立人の述べるとおりに加入手続後は過去の保険料を毎月納付し、申立人が未納保険料の解消に努めていたことがうかがえる上、加入手続が行われた3年4月以降の国民年金加入期間に保険料の未納は無く、加入手続後の申立人の保険料の納付意識も高かったことがうかがえる。これらのことから、申立人は、加入手続時点で時効前であり納付書が発行されたとみられる元年3月の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間②については、前後の期間に係る保険料の納付状況から みて未納とされているのは不自然である。

一方、前述のとおり、申立人の国民年金の加入手続は平成3年4月頃に行われたものと推認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、同年同月頃まで申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時に保険料の納付を求められることは無かったと考えられる。また、加入手続時点で平成元年2月以前の期間は既に時効であり、遡って保険料を納付することはできなかったと考えられる上、同期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに同期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 平成元年3月、同年9月及び同年10月の国民年金保険料を納付していたもの と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から同年10月31日まで

年金事務所にA事業所における標準報酬月額について照会したところ、申立期間の標準報酬月額は、平成5年 12 月以前と比べて下がっていることが分かった。申立期間の給与振込額は、それ以前と比べて下がっていないので、本来の給与総支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたが、平成6年7月8日付けで遡って17万円に減額されていることが確認できるところ、申立人が提出した預金口座の記録により、申立期間の給与振込額は、それ以前の振込額とほぼ同額であり、オンライン記録の標準報酬月額17万円をおおむね上回っていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A事業所において、上記日付で申立期間に係る標準報酬月額を減額されたことが確認できる元同僚が提出した給与支払明細書から、申立期間の厚生年金保険料控除額は、減額される前の標準報酬月額に相当する控除額であることが確認又は推認できる。

さらに、複数の元同僚は、「平成6年1月から同年9月までの期間の標準報酬月額がそれ以前と比べて下がっているが、この期間に給料が下がった記憶は無い。」と証言している。

以上のことから、申立てに係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与

から控除されていたかについては、これを確認できる資料は無いが、申立人が 提出した預金口座の給与振込額及び元同僚が提出した給与支払明細書の厚生年 金保険料控除の状況から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は、減額処 理前の標準報酬月額 22 万円に見合う保険料が控除されていたと推認されるこ とから、申立期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元同僚が提出した給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録から確認できる標準報酬月額が申立期間を通じて一致していないことから、申立人についても、事業主は申立人の預金口座の記録から推認できる報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和 43 年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月31日から同年2月1日まで

② 平成2年4月21日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、申立期間①については、異動に伴い勤務地が変更になっただけで、A事業所B工場に継続勤務していた期間であり、申立期間②については、平成2年4月20日にC事業所を退職したが、退職月に厚生年金保険料を払っていたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、A事業所B工場の元役員及び元事務担当者の証言から判断すると、申立人は、当該事業所に継続して勤務し(昭和 43 年2月1日にA事業所B工場から同事業所本社へ異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A事業所B工場における昭和 42 年 12 月の社会保険事務所(当時)の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否 かについては、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 2 月 1 日と届け出たにもかか わらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記載したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、「C事業所を平成2年4月20日に退職し、 退職月の厚生年金保険料を給与から引かれていた。」と主張している。

しかし、C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、元事業主及び事務担当者に照会したが当時の資料は無く、申立人も給与明細書等を所持しておらず、申立期間②に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人のC事業所における離職日は、 申立人の主張どおり平成2年4月20日であることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成2年4月27日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。加えて、オンライン記録によると、申立人は、平成2年4月21日に国民年金に加入し、同年同月の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成2年4月 21 日であり、申立人の主張する同年4月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和 45 年 8 月 15 日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 15 日から同年 8 月 15 日まで 年金事務所に厚生年金保険の年金記録の内容を確認したところ、申立期間 について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間中もA事業所で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びB事業所(A事業所の同一グループ会社)の回答から判断すると、申立人は申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によれば、申立人は、昭和45年5月15日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことが確認できるが、C企業年金基金(D厚生年金基金が名称変更)が保管する厚生年金基金加入員資格喪失届によれば、同年8月15日にA事業所で加入員の資格を喪失していることが確認でき、C企業年金基金は、「資格喪失届は複写式であり、同じ内容の届出が社会保険事務所(当時)にも提出されているはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、A事業所の事業主は、申立人が昭和 45 年 8 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和45年4月のオンライン記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ ているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から 控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保 険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立 期間①及び②の標準賞与額に係る記録を 11 万 3,000 円とすることが必要であ る。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年12月17日

② 平成21年7月17日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の被保険者賞与支払届出が提出されたが、時効により厚生年金保険料を徴収できない期間であることから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる標準賞与額となっていない。申立期間を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B事業所(A事業所が組織変更)から提出された賞与一覧表(平成20年12月17日支給)及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②について、上述の賞与一覧表(平成 21 年 7 月 17 日支給) 及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①及び②における申立人に係る標準賞与額については、

賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、11 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間 当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与 に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、 社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険 料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る標準賞与額を5万9,000円、申立期間②に係る標準賞与額を13万2,000円、申立期間③、④及び⑤に係る標準賞与額を15万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和50年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月17日

② 平成19年12月7日

③ 平成20年7月17日

④ 平成 20 年 12 月 17 日

⑤ 平成21年7月17日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の被保険者賞与支払届出が提出されたが、時効により厚生年金保険料を徴収できない期間であることから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる標準賞与額となっていない。申立期間を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②における申立人に係る標準賞与額については、 A事業所から提出された賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額 から、申立期間①は5万9,000円、申立期間②は13万2,000円とすることが 必要である。

申立期間③、④及び⑤について、上述の賞与一覧表によれば、申立人は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間③、④及び⑤における申立人に係る標準賞与額については、賞与一覧表において確認できる賞与額から、15 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和59年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年7月17日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の被保険者賞与支払届出が提出されたが、時効により厚生年金保険料を徴収できない期間であることから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる標準賞与額となっていない。申立期間を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B事業所(A事業所が組織変更)から提出された賞与一覧表(平成21年7月17日支給)及び申立人が提出した貯金通帳の記録により、申立人は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、10 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間 当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与 に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、 社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険 料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る標準賞与額を13万1,000円、申立期間②に係る標準賞与額を12万8,000円、申立期間③、④及び⑤に係る標準賞与額を15万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月17日

② 平成19年12月7日

③ 平成20年7月17日

④ 平成20年12月17日

⑤ 平成21年7月17日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の被保険者賞与支払届出が提出されたが、時効により厚生年金保険料を徴収できない期間であることから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる標準賞与額となっていない。申立期間を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②における申立人に係る標準賞与額については、 A事業所から提出された賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額 から、申立期間①は13万1,000円、申立期間②は12万8,000円とすることが 必要である。

申立期間③、④及び⑤について、上述の賞与一覧表によれば、申立人は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間③、④及び⑤における申立人に係る標準賞与額については、賞与一覧表において確認できる賞与額から、15 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①に係る標準賞与額を12万5,000円、申立期間②に係る標準賞与額を12万2,000円、申立期間③及び④に係る標準賞与額を13万2,000円、申立期間⑤に係る標準賞与額を12万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和53年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月17日

② 平成19年12月7日

③ 平成20年7月17日

④ 平成 20 年 12 月 17 日

⑤ 平成21年7月17日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の被保険者賞与支払届出が提出されたが、時効により厚生年金保険料を徴収できない期間であることから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる標準賞与額となっていない。申立期間を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②における申立人に係る標準賞与額については、 A事業所から提出された賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額 から、申立期間①は12万5,000円、申立期間②は12万2,000円とすることが 必要である。

申立期間③、④及び⑤について、上述の賞与一覧表によれば、申立人は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間③、④及び⑤における申立人に係る標準賞与額については、賞与一覧表において確認できる賞与額から、申立期間③及び④は 13 万 2,000 円、申立期間⑤は 12 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡国民年金 事案 1598

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、国民年金制度ができたことを知って加入手続を行い、保険料を納付した。当時、姉から「国民年金に入っておきなさいよ。」と言われ、「もう入っているよ。」と答えたことを覚えている。その後、何回か転居したが、保険料は納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号の前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和 44 年9月頃に払い出されたものとみられ、申立人は同年同月以前に別の国民年金手帳を交付されていた記憶は無いとしている上、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて国民年金の加入手続を行い、36年4月の国民年金制度発足時まで遡って被保険者資格を取得したと推認できる。このため、加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、口頭意見陳述時、自身が所持する「国民年金未納保険料のお知らせ(昭和50年7月25日現在)」(以下「通知」という。)に「未納合計金額」として記載されている7万7,400円(昭和49年1月から50年12月まで実施されていた第2回特例納付を利用して通知作成時点での未納保険料(申立期間を含む)を遡って納付するために必要となる金額)を納付したと主張したところ、i)納付書の交付に係る記憶等、実際に納付を行ったことをうかがわせる具体的な証言や資料の提供は得られなかったこと、ii)

申立期間の保険料を申立期間当時納付していたとも主張しているため、申立期間について重複納付したこととなるほか、申立人が上記通知に記載された金額を納付していれば、改めて納付する必要の無かった 45 年 11 月から 46年9月までの期間の保険料(上記通知に記載された金額に算入されていた。)について、第3回特例納付(昭和53年7月から55年6月まで実施)を利用して、54年12月に納付したことが申立人の所持する領収書から確認でき、同期間も重複納付したことになるなど申立人の主張は不自然であることから、申立人が申立期間の保険料を特例納付したとは推認し難い。

加えて、申立人が申立期間以降に居住していた各市の被保険者名簿でも申立期間の保険料は未納とされており、特殊台帳(マイクロフィルム)及びオンライン記録との齟齬も無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、日記等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうか がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1599

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から61年3月まで

大学を卒業してから結婚するまでの間は、母が私の国民年金保険料を納付しており、結婚してからは、私自身が保険料を納付していたので、申立期間が保険料の納付済みの期間とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が昭和 50 年4月頃に申立人の国民年金加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同記号番号払出簿から 62 年1月 20 日に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の加入手続はこの頃初めて行われ、大学卒業後の 50 年4月に遡って国民年金被保険者資格を取得(当時、学生は国民年金への加入は任意であり、制度上、20 歳到達以後の在学期間について遡って被保険者資格を取得することはできない。) したものと推認できる。このため、加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記加入手続時点で、申立期間の大半(昭和 59 年 9 月以前)は既に時効のため保険料を納付することはできなかったと考えられる上、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったことから、申立人の結婚以降、昭和 61 年 3 月までの期間(昭和 61 年 4 月以降は、制度上、被用者年金に加入している者の配偶者の国民年金への加入は強制となっている。)における申立人の国民年金への加入は任意であり、制度上、任意加入の対象となる期間について遡って国民年金被保険者資格を取得することはできず(これにより、記録上も、申立人の結婚以降、昭和 61 年 3 月までの期間は未加入期間とされ

たものとみることができる。)、遡って保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が居住する市の電算記録でも、申立期間に係る保険料が納付されたことはうかがえず、オンライン記録との齟齬も無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1600

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 54 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から54年11月まで

私は、20歳の時は実家から離れて下宿していたので、実家の母親が私の 国民年金の加入手続を行い、私が卒業して厚生年金保険に加入するまで保 険料を納付してくれていた。姉も学生であった間の国民年金は母親が保険 料を納付したと言っている。また、婚姻後は妻が私の保険料を納付してい るので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付 に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に他界して いることから、申立期間当時の状況は不明である。

また、戸籍附票によれば、申立人は申立期間前の昭和 45 年4月以降、申立期間を通じて、実家のある市とは別の市区に住所を定めており、制度上、国民年金の加入手続や保険料の納付は被保険者の住民票所在地で行うこととされていることから、申立人の母親が申立人の加入手続及び保険料の納付を行うことはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号払出簿から、昭和56年1月30日に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて行われた加入手続により厚生年金保険被保険者資格を喪失した55年12月をもって国民年金被保険者資格を取得したものと推認でき、オンライン記録上、申立期間は国民年金に未加入とされている。このため、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であったことになる上、加入手続後も申立期間は国民年金に未加入とされていることから、申立期間について遡って保

険料の納付を求められることも無かったと考えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1601

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年8月から 52 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から52年3月まで

私が住む地域では、自治会で国民年金保険料や税金などを集金していた。 班長が国民年金の保険料を集金して会計宅に届けると、会計が一括して役場に納めていた。申立期間の保険料は、私が婚姻するまでは父が、婚姻後は妻が集金に来た班長に渡していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号払出簿から、昭和 52 年 10 月に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて国民年金の加入手続を行い、20 歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料の納付を求められることは無かったと考えられる。

また、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち昭和 50 年 7 月 以降の期間は時効前であり、遡って保険料を納付することが可能であったが、 申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いとしている上、過年度にあた る同期間の保険料は、現年度分のみを扱う自治会の集金では納付することは できなかったと考えられる。

さらに、申立人が 20 歳の時にその父から渡されたとして唯一所持する年金手帳は、昭和 49 年 11 月以降(平成 9年1月の基礎年金番号制度導入まで)交付されていた様式のものであり、上記のとおり 52 年 10 月に加入手続が行われたとみられることとの矛盾も無い。

加えて、申立人の居住する市の電算記録でも申立期間に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から42年11月1日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 49 年 12 月 28 日に国民年金保険料を特例納付しているが、その際の納付期間が申立期間と重複する 37 年 8 月以降であることを踏まえると、その時点で申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年12月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月7日から27年12月16日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について は脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。

自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金 保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、i)申立人が受給したとされる脱退手当金の支給対象となった厚生年金保険被保険者期間と同じ月数、ii)オンライン記録と同じ脱退手当金の支給決定日の記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 28 年 8 月 8 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金が受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から49年10月31日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について 厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、A事業所で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所のB部に勤務していた。」と述べているところ、A事業所は、「申立人は、請負業者だったC事業所の従業員だと思う。」と回答しており、C事業所の元事業主の弟は、「勤務期間は特定できないが、申立人はC事業所に勤務していた。」と回答している。

しかし、申立人が記憶する所在地にC事業所という名称の厚生年金保険の適用 事業所は確認ができず、申立人が記憶する元事業主は既に死亡し、元事業主の弟 は、「自分は現場専門なので、厚生年金保険については分からない。」と回答し ている。

また、A事業所は、「請負業者の従業員は、A事業所の社会保険には加入しないので、保険料も控除することは無い。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立人並びに申立人が記憶する元事業主及びその弟は、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和48年3月1日から50年1月4日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、欠番は無く、申立人に係る記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月26日から61年11月15日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。A事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 10 月頃、A事業所が企画したとする旅行の集合写真を提出し、A事業所に勤務していたと主張している。

しかし、オンライン記録によれば、申立期間当時、A事業所は厚生年金保険の 適用事業所ではなく、適用事業所であったのは申立期間前の昭和 56 年 3 月 2 日 から同年 4 月 21 日までの期間であることが確認できる。

また、申立人が同僚として挙げた者は、「申立人と一緒に勤務していたのは、 B事業所(A事業所の関連事業所)であり、申立期間より前だった。私は、A事業所に異動したが、申立人は、私より前に退職したため、申立期間にはA事業所に勤務していない。」と証言している。

さらに、A事業所の元役員は、「申立期間より前にA事業所は閉鎖しているため、昭和60年10月頃、旅行を企画することはない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2223 (事案 546 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月21日まで 平成21年8月7日付けで、記録訂正不要の通知を受けたが、脱退手当金は 受給していないので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事業所に勤務した期間が厚生年金保険の加入期間として記録されていないとの申立てがあり、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人の名字及び生年月日がいずれも一部相違する記録が発見され、厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の名字及び生年月日が上述の被保険者名簿及び払出簿と同様に一部相違するが、申立人の名字である「B」が「C」と訂正されていることを踏まえると、当該記録は申立人の記録であると認められるものの、脱退手当金が支給されていることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であると認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年8月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給した記憶が無いので納得がいかないとして、再申立てをしているが、A事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて5ページに記載されている者において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 20 年 8 月 21 日に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 45 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、28 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、支給決定日が申立人の記録と同日の者が複数確認できることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、i)申立人が受給したとされ

る脱退手当金の支給対象となった厚生年金保険被保険者期間と同じ月数、ii)オンライン記録と同じ脱退手当金の支給決定日、iii)当該脱退手当金の支給根拠となる該当条文等の具体的な記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和 21 年 6 月 20 日に支給決定されているが、 当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金が受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。